

# 滋賀県新型インフルエンザ等対策業務継続計画

滋賀県

平成 21 年 9 月

(平成 27 年 5 月一部改正)

# < 総論 >

## はじめに

新型インフルエンザは、過去に人類が感染したことの無いタイプのウイルスが、人類に感染しやすいタイプに変異したものであり、毎年流行している季節性インフルエンザとは異なり、多くの方が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）が発生することが予測されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 項第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の感染が拡大すると、行政組織に限らず多くの組織において、多数の感染者が発生し、大幅に労働力が低下すると考えられている。労働力の低下は、各組織の活動に重大な影響を及ぼし、医療をはじめとし、ライフライン、製造、流通、販売等、停止してしまうと住民生活の維持が困難となる機能（以下「社会機能」という。）の低下について危惧されている。

県としても、新型インフルエンザ等流行時には、限られた職員だけで一定の行政サービスを継続しなければならない状況になることが想定される。滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画においても、県としても必要最小限の行政サービスを維持するための業務継続計画の策定を進めることとされており、同行動計画に基づき本計画において業務継続について整理することとする。

なお、本業務継続計画は政府が想定する被害規模（「2 被害の想定」参照）を参考に整備するが、実際に発生している新型インフルエンザ等の感染力や毒性に応じて、弾力的に活用することとする。

## 1 目的

新型インフルエンザ等が大流行すると、数多くの患者が発生し、県を含む多くの組織で労働力が低下することが想定される。一方で、新型インフルエンザ等への対応として、事前準備や各種情報提供、感染拡大の防止対策、関係機関との調整等、通常業務に加えて新たに実施すべき対応業務（以下「対応業務」という。）が数多く発生する。

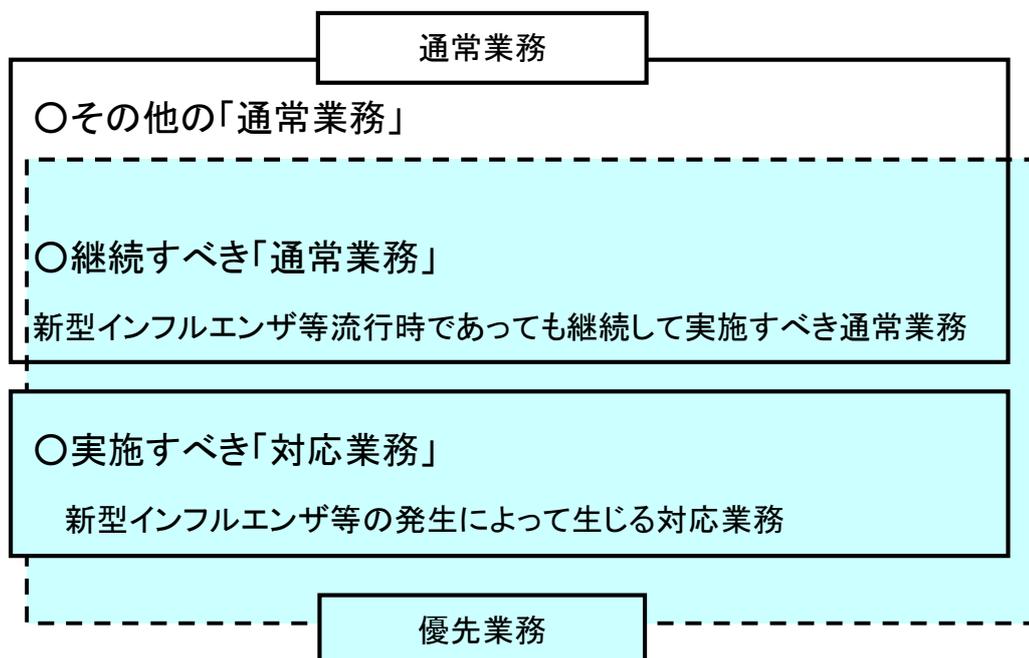
労働力が低下し人員が限られている状況下で、平時から実施している通常業務（以下「通常業務」という。）を継続しつつ、次々に発生する対応業務を確実に実施することは困難である。新型インフルエンザ等流行時には、優先度の高い業務に人員を集中させることで、最低限の活動水準を維持しなければならない。

こうしたことから、新型インフルエンザ等流行時であっても、県が最低限実施すべき業務を確実に継続させることを目的として、本計画を整理することとする。

具体的には、継続すべき「通常業務」と実施すべき「対応業務」を、「優先業務」として明確化し、限られた人員を効率よく優先業務に集中させることで、優先業務を継続させることとする。（図）

また、業務継続に関する基本的な考え方を「総論」で示し、具体的な業務の内容等については、各所属において「各論」を整理することとする。

図 優先業務のイメージ



## 2 被害の想定

本計画は、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で一つの例として推計された健康被害を前提として策定することとするが、被害の規模については、ウイルスの感染力や毒性等に大きく左右されるものであり、感染状況に応じて弾力的に対応するものとする。

感染の拡大による被害については、地震等の自然災害とは異なり、建造物等の物的な被害は発生しない。一方で、感染拡大による労働力の低下や、関係機関の機能低下が、業務継続上の障害となることが想定される。上記行動計画で想定されている新型インフルエンザが流行した際の人的被害については、日本国内で全人口の約25%が罹患し、医療機関を受診する患者数は最大2,500万人になると試算されている。

感染の期間としては、8週間程度の流行の波が予想されている。感染のピーク時（約2週間）に就労者本人が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、就労者本人の感染による欠勤に限らず、就労者の家族の発症による欠勤なども想定されるため、ピーク時（約2週間）には就労者の最大40%程度の欠勤率が想定されている。（表1）

表1 新型インフルエンザによる人的被害

	政府による想定
発症率	25%
致死率	0.5%～2.0%
欠勤率	5%～40%
欠勤期間	10日間程度
流行期間	8週間程度（第1波終息後に第2波が発生する可能性有り）

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」から作成

### 3 対応方針

前述のとおり、ウイルスの特性によって、新型インフルエンザ等発生による被害状況が大きく変化するため、新型インフルエンザ等の対策に関する方針についても弾力的に検討する必要がある。さらに、新型インフルエンザ等の流行については、自然災害やテロ災害とは異なり、段階的に被害が拡大すると考えられており（表2）、感染が拡大する前段階から様々な事前対策を講じることが可能である。

したがって、新型インフルエンザ等対策については、ウイルスの特性だけでなく、流行の発生段階に応じて、実施すべき対応業務について検討する必要がある。

段階別の基本的な対応方針について、以下のとおり示すが（表3）、状況の変化に応じて、その都度、滋賀県新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）や滋賀県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）において検討することとする。

表2 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県内未発生期	滋賀県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	（国内発生早期） 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	滋賀県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	滋賀県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	（国内感染期） 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」から作成

#### （1）未発生期

##### ア 感染状況

鳥インフルエンザなど、人にとっては免疫のない新たなウイルスが、動物から人へ感染する事例が海外において散発的に発生している段階。人から人への持続的な感染はみられていない。

##### イ 基本的な方針

感染の拡大を想定した対策について検討を開始し、各部局等は優先業務を継続するうえで必要となる人員体制等に関する計画や通常業務の実施マニュアル等（本計画の「各

論」についても含む。以下「計画・マニュアル等」という。)の作成、整理、再確認等を開始する。計画・マニュアル等については、県職員に対する教育訓練等を実施することで、その実効性を確保する。

関係機関等に対し、新型インフルエンザ等対策の準備等を要請し、新型インフルエンザ等流行時に対応業務を円滑に行えるよう、組織間の連携・調整を進める。

関係機関や県民に対する情報提供および注意喚起を随時実施する。海外発生期以降においても、状況の変化に合わせて情報提供および注意喚起を積極的に行う。

## ウ 県の体制

対策会議が中心となって、情報の収集・分析等を実施する。対策会議は感染の拡大を想定した全庁的な方針を示し、各部局等は全庁的な方針に基づき、計画・マニュアル等を整備することとする。

## (2) 海外発生期

### ア 感染状況

海外において、新型インフルエンザ等が発生した状態。発生国・地域が限定的な場合や流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状態である。国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、人が免疫をもたないため、数週間程度でウイルスが日本を含む世界中に広がるのが想定されている。

### イ 基本的な方針

ウイルスの感染力や毒性等に関する情報収集を積極的に行い、発生が確認された新型インフルエンザ等の特性に応じて、計画・マニュアル等の調整、見直しを実施する。ウイルスの特性については、常時変化し続けることが想定されるので、海外発生期以降、世界的な流行が終息するまで情報収集を継続する。

予想を超えたスピードで国内発生に至るケースが考えられることから、計画・マニュアル等の整備を優先的に行い、新型インフルエンザ等対策に関する実効性の確認および調整を行うとともに、国内に感染が拡大した際に、速やかに実施すべき対応業務が行えるよう、事前の準備についても開始する。

新型インフルエンザ等が発生すると、多数の人が集まる活動が感染源となる恐れがある。特にウイルスの感染力や毒性が非常に高いと判断される場合は、早期の対応が必要となるため、自粛・縮小等の措置が必要な場合に、速やかに対応できるよう、多数の人が集まる活動について、あらかじめ整理する。

## ウ 県の体制

対策会議が中心となって、感染の発生状況、各部局等および社会機能維持者の活動状況等について情報共有し、県としての方針を示す。国が政府対策本部を設置した場合には、対策本部を設置することとする。

### (3) 県内未発生期

#### ア 感染状況

国内で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、県内における発生は避けられず、時間の問題である。

#### イ 基本的な方針

職員（家族等同居者を含む。）の健康管理（毎朝の検温、健康診断等）を実施し、異常があった場合には、速やかに医療機関に相談させることとし、状況によっては、感染の拡大を防ぐため出勤を自粛させる。職員の健康管理については、終息段階に入るまで継続させる。同じく、来庁者に対しても、感染予防に関する周知を徹底する。

県内で感染が発生することを前提に、計画・マニュアル等に基づく事前の準備を確実に実施するとともに、人員配置および職務規定等の調整、教育訓練等を確実に実施する。庁内においては感染の拡大を防ぐための措置を開始し、終息期まで継続することとする。

海外発生期で多数の人が集まる活動の把握を行っていない場合は、多数の人が集まる活動について整理する。

なお、計画・マニュアル等の内容については、県内未発生期以降であっても、必要に応じて見直しを行うこととする。

ウイルスの感染力等が高い新型インフルエンザ等が発生している場合には、多数の人が集まる活動のうち不急な活動については、ウイルスの感染速度を早めてしまうおそれがあるため、感染拡大防止策として、活動の自粛・縮小を検討・実施する。

新型インフルエンザ等発生による県内の社会・経済活動への影響について、随時情報収集を終息が判断されるまで継続して実施する。

#### ウ 県の体制

対策本部では、感染の発生状況、各部局等および社会機能維持者の活動状況等について情報を共有し、県としての方針を示す。必要に応じて、対策の強化、他機関への応援要請または支援等の検討を行う。

### (4) 県内発生早期

#### ア 感染状況

県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。就労者本人の罹患や、罹患した家族の看病、休校措置によって自宅待機する子どもへの対応等が理由で、行政・民間に関係なく、一部の職場で欠勤率が増加することが予想される。

#### イ 基本的な方針

計画・マニュアル等に基づく業務を実施する。具体的な人員配置等についても調整を開始し、必要に応じて不足人員の調整等を行う。

ウイルスの感染力等が高い場合や、感染が広範囲に広がるのが危惧される場合には、地域的な感染の拡大を防ぐため、感染者の活動状況に応じて、特定の地域内で実施される活動全体を対象とした自粛・縮小等の要請を行う。同様に、県の業務についても、不急な通常業務の停止・縮小について検討・実施するとともに、優先業務の進捗状況等を継続的に把握することとする。

特定の活動内においてのみ、感染の拡大が危惧される場合には、個々の活動に対する自粛・縮小の要請等を行う。

活動の再開時期等については、ウイルスの特性や感染の拡大状況等に応じて、検討することとする。

社会・経済活動への影響について、継続して情報収集するとともに、新型インフルエンザ等の県内発生による被害の発生状況について情報収集を開始する。

## ウ 県の体制

対策本部が中心となって、感染の発生状況、被害状況、各部局等および社会機能維持者の活動状況等について情報を共有し、県としての方針を示す。必要に応じて、対策の強化、他機関への応援要請または支援等の検討を行う。ただし、対策本部内で感染が拡大しないよう、感染防止措置を講ずることとする。

特定の部局等に業務が集中し、単独の部局等だけでは対応できない状況が予想される場合には、専門性や各部局等が所管する優先業務に配慮しながら、対策本部において人員調整を行うこととする。

## (5) 県内感染期

### ア 感染状況

新型インフルエンザ等の大規模な流行が発生し、県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。多くの職場で感染が拡大し、欠勤率が最大40%に達することが想定されている。適切な対応が実施されていなければ、社会機能の維持が困難となり、県民生活に重大な影響を与える。

### イ 基本的な方針

県として最低限実施すべき優先業務に職員を集中させ、最低限実施すべき優先業務以外の業務については原則停止することとし、感染拡大防止のため、職員の交代制の導入等についても検討する。他機関に対しても、感染拡大の防止を最優先し、事業継続に不可欠な重要業務以外の活動については自粛・縮小するよう要請する。

活動可能な職員の参集状況を常に把握するとともに、職員の配置を見直し、特定の部局等において人員不足が発生する場合には、部局等を越えた協力体制についても検討することとする。

社会機能維持者の活動状況について継続して把握するとともに、社会機能が維持されないおそれがある場合には、社会機能確保のための手段について検討する。

#### ウ 県の体制

対策本部が中心となって、感染の発生状況、被害状況、各部局等および社会機能維持者の活動状況等について情報共有し、県としての方針を示す。必要に応じて、対策の強化・支援、他機関への応援要請等の判断を行う。ただし、対策本部内で感染が拡大しないよう、感染防止措置を講じることとする。

業務の集中や欠勤率の増加により、単独の部局等だけでは対応できない状況が予想される場合には、専門性や各部局等が所管する優先業務に配慮しながら、対策本部において人員調整を行うこととする。

### (6) 小康期

#### ア 感染状況

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。多くの組織の活動が徐々に再開される段階。再び流行の波が発生することも想定され、新たな流行に対する準備を開始する。

#### イ 基本的な方針

新たな流行の波が発生することも想定されているため、流行の傾向を見極めつつ、状況に合わせて(1)から(5)の方針を参考とした、県としての対応方針を示すこととする。

感染状況等に配慮しながら、停止・縮小していた業務を順次再開させ、他機関の活動についても再開の要請等を行う。

新型インフルエンザ等の流行によって発生した社会・経済活動への影響に対する、支援策等について検討する。

新型インフルエンザ等対策として実施した対応の課題等について整理し、新たな流行に対する準備を進める。

#### ウ 県の体制

対策本部が中心となって、感染の発生状況、被害状況、各部局等および社会機能維持者の活動状況等について情報を共有し、県としての方針を示すとともに、新たな流行に対する準備を進める。

表3 段階別対応方針

情報の収集・提供

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
県民および職員・来庁者に対する情報提供							
ウイルスの感染力や毒性に関する情報							
現状の把握	職員の健康管理						
	社会・経済活動への影響						
	被害等の発生状況						
	優先業務の進捗状況						
	流行の傾向						

計画・マニュアル等

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
計画・マニュアル等の整備	優先業務の把握						
	自粛対象となる活動把握						
	課題の抽出						
体制の確保	人員配置・服務規程の検討						
	具体的な人員配置の検討						
	不足人員の調整						
教育・訓練等の実施							

業務の継続

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
通常業務	継続すべき通常業務						
	その他の通常業務の停止						
対応業務	対応業務(県内発生前)						
	対応業務(県内発生後)						
	庁内の感染防止						
	活動自粛要請(特定活動)※						
	活動自粛要請(地域)※						
	活動の再開						

その他

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
支援策の検討							

■ 流行中のインフルエンザウイルスの感染力・毒性等が高い、もしくは不明の場合にのみ実施する。

※活動自粛要請(特定活動): 個々の活動に対する自粛・縮小の要請等

※活動自粛要請(地域): 特定の地域内で実施される活動全体を対象とした自粛・縮小等の要請等

## 4 優先業務および人員体制

各段階で実施すべき優先業務を明確化し、業務継続のために必要となる人員の確保についてあらかじめ検討することとする。

### (1) 優先業務の明確化

#### ア 継続すべき通常業務

平時から実施している業務であり、新型インフルエンザ等発生時であっても優先的に継続すべき業務を対象とする。(表4)

住民の生命に関する業務、住民の生活に関する業務、公共交通機関・ライフラインに関する業務など住民生活に直結する業務や、関係機関との連携に関する業務、県業務の継続に必要な内部管理業務(施設管理業務、支払業務、サービスに関する業務等)等について、優先的に継続することとする。

感染がそれほど拡大していない、感染力や毒性が低い等の理由から、問題なく通常の人員を確保することができる場合には、その他の通常業務についても可能な限り平常どおり実施することとする。

感染力や毒性が高い場合や、県庁内の感染拡大が危惧される場合には、不急なその他の通常業務の停止・縮小について検討・実施する。

#### イ 実施すべき対応業務

前記対応方針等に基づき、新型インフルエンザ等の発生または発生が予想されることによって、新たに実施することとなる業務を対象とする。(表4)

具体的には、新型インフルエンザ等発生時には、情報収集、情報提供、感染拡大の防止、感染拡大時の被害軽減、窓口対応等に関する業務を実施する必要がある。さらに、これらの業務を円滑に実施するためには、新型インフルエンザ等の発生が予想される前段階から、関係機関との連絡調整や連携、周知、協力依頼等、事前の準備に関する業務を実施することが重要となる。

特に、感染拡大の防止を目的として実施する自粛の要請等、様々な社会・経済活動に影響が生じることが想定される業務については、関係団体等に対する事前の説明、自粛に対する代替業務の有無、各種影響に対する対応や支援等についても検討することとする。

なお、実施すべき対応業務については、前記対応方針を参考に、開始および終了の判断基準を予め決めておくこととする。

表4 業務内容例

		業務内容例
通常業務	<u>継続すべき通常業務</u>	住民の生命に関する業務/住民の生活に関する業務/公共交通機関・ライフラインに関する業務/医療の確保に関する業務/公衆衛生の確保に関する業務/関係機関との連携に関する業務/許認可・届出・検査等に関する業務/重要施策に関する業務/県業務の継続に必要となる内部管理業務（施設管理業務、支払業務、サービスに関する業務等）/など
	その他の通常業務	上記以外の業務
<u>実施すべき対応業務</u>		県の体制に関する業務/関係機関との連携に関する業務/情報収集に関する業務/県民からの問い合わせに関する業務/各種活動（社会活動・学校等）の自粛に関する業務/など

## (2) 人員の確保

### ア 健康管理および感染防止

新型インフルエンザ等の発生が疑われる際には、職員の健康を確保するとともに、上記優先業務を継続するための人員を確保する必要がある。職員の感染防止対策を講ずるとともに、職員の健康状態、登庁状況等については、登庁可能者の実態を把握するためにも、全庁的な共有を図ることとする。

感染力等によっては、感染拡大防止のため、職員の交代制等の導入についても検討する。

### イ 体制の整備

優先業務を確実に実施するための人員の配置について検討する。

ウイルスの感染力や毒性が低く、通常どおりの人員を確保できる場合には、職場内の感染防止策を講じつつ、通常どおりの人員体制で業務を行うこととする。

しかし、感染力や毒性が高い新型インフルエンザ等の発生が予想される場合には、職員の罹患や、感染拡大防止のための交代制の導入等により、通常どおりの人員確保が困難となることが想定される。各部局等はあらかじめ優先業務に人員を集中させる体制について検討し、上記優先業務を継続させるために必要な人員の配置等について事前に調整を行う。

特に、業務の実施に専門的な技術や知識が必要となる優先業務が存在する場合には、副担当の配置、引継ぎマニュアルの整備、チーム全体での情報や知識の共有等、あらかじめ主担当不在時の代替案について検討する。代替案を検討した際には、代替要員となる可能性のある職員に対する教育や訓練等を実施することで、代替時の実効性を確保することとする。

感染力や毒性に関わらず、特定の課・チームへの業務集中が予想される際には、部局等内で人員の応援体制について検討を行い、調整が困難な場合は、対策本部が中心となって、専門性や各部局等が所管する優先業務に配慮しながら、部局等をまたがる人員の

応援体制について検討する。

ウ 教育訓練等の実施および見直し

職員の健康を確保するためには、個々の職員が感染予防等に関する正しい知識を持ち、適切な行動をとることが重要である。また、人員体制等について記載した計画・マニュアル等についても、継続して実効性を向上させる必要がある。

こうしたことから、職員に対する様々な教育訓練等を実施することで、職員個々の新型インフルエンザ等に関する認識を高めるとともに、計画・マニュアル等の実効性を向上させ、人員の確保を図ることとする。

教育訓練の規模および内容については、職員個人に対する周知啓発、課内での引継ぎ教育、全庁的な実働訓練等、様々なものが想定される。(表5)

訓練実施後には、その都度、課題および問題点等の洗い出しを行い、計画・マニュアル等に反映させることとする。

表5 訓練の内容例

<b>新型インフルエンザに関する基礎教育</b>	講習会の実施やパンフレットの配布等により、新型インフルエンザに等に関する基礎的な情報や新型インフルエンザ等流行時に想定される社会状況等についての認識を高める。
<b>感染予防に関する教育</b>	講習会の実施やパンフレットの配布等により、感染拡大を防止するための基礎的な認識（うがい、手洗い、咳エチケット等）を高める。
<b>業務継続に関する教育・訓練</b>	代替要員として優先業務に携わる可能性のある職員に対し、円滑に業務の引継が行えるよう、事前の教育等を実施する。 人員が欠如した状況を想定した訓練を実施することで、各組織で整備した計画・マニュアル等の実効性および妥当性等について検証を行う。
<b>滋賀県新型インフルエンザ等対策本部の運営に関する訓練</b>	対策本部の設置運営を想定した訓練を実施することで、本部内で実施する業務および意思決定の方法等について確認する。